

## 「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書

経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加，保護者等の多様な教育ニーズ，子供たちの学力格差の拡大など，ますます教育現場では困難な状況があらわれている。

日本の学校の「1学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり，OECD諸国に比べて，1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状態である。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では，約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として，26人から30人を挙げている。このように，保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や，ゆとりを持った授業が強く求められており，一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには，1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

近年，三十数年ぶり教職員定数の改正など，ある程度進んできた。2011年度は小学校1年生において「35人定数」を実現し，2012年度に加配定数で「小学校2年生まで35名定数」が拡大している。

これら「少人数学級」の実現は，次代を担う子供たちの教育をよりよくしていくために必要不可欠な制度であり，実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されている。中には「少人数学級」が実現している他府県も多く存在する。

全ての子供たちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは，多くの保護者，教育関係者の願いであると同時に，国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもある。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっている。次代を担う子供たちの健やかな成長を願うこの要望を御理解の上，お力添えをいただくよう下記の事項を強く要請する。

### 記

- 1 県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう，枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。
- 2 「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して計画的に行うこと。
- 3 増員される教職員は臨時採用ではなく，正規の教職員を充てるようにすること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

令和元年12月27日

宮城県大崎市議会議長 佐藤 和好

宮 城 県 知 事 } 殿  
宮城県教育委員会教育長 }